

第六章 凶作と飢饉

藩政時代二七〇年の間には、不作や凶作の年も少くない。その原因は、霖雨・洪水・蝗害・旱魃・冷害等々種々あるであろう。殊に、遠賀川の川口近くに位置する遠賀町域は水との戦いをも余儀なくされている。これ等の農業に於ける災害は、経済が今日に較べると孤立的・封鎖的であった当時の社会にあつては、最悪の場合には饑饉・飢饉の状態を顕現する。享保十七年（一七三二）子年の凶作や、天保七年（一八三六）申年の凶作は享保の飢饉・天保の飢饉としてよく知られている。遠賀町域に於いてもその影響は極めて大きい。

行政当局としても、救米・御救銀をはじめ、食糧不足対策には腐心しているが、米遣いの経済を建前とする藩財政のもとでは当然限界があり、糊塗的なものとならざるを得ない。

次に遠賀町域を中心とした地区の飢饉の状態とその対策の若干を示す。

第一節 享保の飢饉

享保十七年の凶作は蝗虫（浮塵子）による被害に基づいている。遠賀郡地方では、寛文十年（一六七〇）に、立

屋敷村の蔵富吉右衛門が鯨油による除蝗法を発見したとされるが、享保十七年の蝗災には一般化しておらず、極く一部で試油されたに留まる。宝暦五年（一七五五）の蝗災では、立屋敷村をはじめ、島津村や上底井野村で試油され、好結果を得たことによりその効果が認められ、天明・寛政の頃には広く用いられるようになったという。⁽¹⁶⁾殊に、寛政四年（一七九二）七月初旬の蝗発生に際しては大いに効果を挙げており、『年曆算』は「七月初ハ蝗出来ニ油入数へん、虫気居合安心」と鬼津村辺の状態を記している。享保十七年の場合には、「最初ハ鯨油田壱反に五合宛ふりちらし休む、朝露にむしを拂休へハ、悉虫痛、死失由申来、間ニハ左様ニも仕たる郡も有之由ニ休へ共、中ミ手ニ及不申」と『村用集』⁽³⁵⁾に記されているが、遠賀郡にては鯨油による除蝗が実施されないうままに、大饑饉を生来している。遠賀郡中では、芦屋・広渡・別府・木守・中間の各村で被害が大きく、多くの死者を出している。遠賀地方の状態について、『年曆算』と『岡郡宗社志』は次のように記している。

一 年曆算にみる飢饉

(享保)
同拾六年亥

當夏も日照休。八月大風西北ニて海邊殊之外大痛、御内檢助役小河傳左衛門殿。

豊前小倉領百姓凶年續ニて二郡之者出奔り任り、段々乞食致ス。當國ニも入込ム。後ニハ呼婦しニ相成、殿様ハ百姓取續
休様ニ被成。

同拾七壬子

(同)
△五

麦作不毛上、小麦かり入。

六月末ハ稻虫入、七月ニ成大ニ痛む。稻枯ニ相成、盆比ニ至皆々大ニ心痛メ、是ハ可何成凶年かと只忙然たる斗也。大ツ

・小ツ・大根迄テ虫付。(新交)モハ斗ハ中作。上座・下座之方ハモハ・粟ハ亘と聞。

當年田畠損毛ハ九苧ニも不限、下中國・四國・上中國・備前・いなほ迄大損毛。九苧ニも筑前・肥前・豊前格別大損毛ニ有之。此國ミ方江戸表へ御救願上り拜借銀相渡ル。百姓ニ直渡シ被仰付忝事。

殿様方も段々御救渡リ忝得共、後ニハ御手ニ不被為及飢へ死追ミ出来ル。所ミニる糶出シ被下ル。錢壹匁ニ米七合、或ハ

八合充、大麦壹升二合、大豆・小豆壹升壹合。

享保
同十八癸丑

正月禮式も無し。年越シ餅も村中ニつく者ハ稀か也。皆粟ハ、モハにて餅をつく。三ケ日過レハ摘菜・山行堀り物ニ杯と致す成り。

麥ノ出来宜シ。天の助ケと皆ミきをひ申忝。三月中比方北園米廻り、直段も少ミハ下ル。此春はしか大出来ル。人ニ喰付、間ニハ死ル者も有り。

飢死書上追ミ。秋作溝作突入宜し。是天地神佛之助ケと一統よろこぶ。

九月ニ宗旨改有り。鬼津ニ死人七拾余人、若松ニ九拾余人ニ及。是程之飢人ハ昔方未タ無し。鬼津・若松両村庄屋太郎右衛門在勤也。

二 岡郡宗社志の飢饉

(享保一七)
同年五月巳朔十六日入梅今夜月食皆既子、當日方打續キ雨勝ニ有之、同廿九日至、閏五月朔戌、五月中之今日方日ミ雨天

右ニ付日乞御祈禱之儀白水与左衛門殿・長井忠太夫殿方被仰付、同月十日方御社籠ニる抽丹誠執行仕上忝、同日洪水ニ而大川筋東西本土手惣越し、子刻ニ至リ二村抱土手切、祝頃日之洪水ニ而所ミ破損ニ付御組大賀喜兵衛殿・川嶋惣八殿・福

嶋忠助殿・中村正藏殿等先ツ川筋村ミ御見分、十二日方天気快晴、當日ハ満願ニ付中村正藏殿參詣、扱長ミ之雨天ニ付川筋村ミ田方根付不相成、僅宛根付いたし忝分も水腐仕、兎ヤ角と相凌居申忝位ニ而、同月廿八日土用。頃日方根付仕、

六月辰朔日・十日前後ニ至リ大凡根渡シ申付。然處、世上ハ當月ハ蝗氣ニ有之ハ趣噂區々也。川筋村々ハ七月十日頃方少
 ヲ蝗氣ニ相見ヘ十四五日方十七八日ニ至リ大蝗ニ相成、ばた／＼不殘稻株迄枯捨リ、田方糞水ハ一夜之内ニ血をそゞぎし
 ことク赤ク相成外ニ付、召遣之男女悉ク暇を出シ万民一統當惑困窮ニ差迫、男女共ニ食事用意かすねほりとして山々へ登
 リ、又ハ乞食と成他國いたす族も多ク、中ニも不人品之輩ハ黨徒いたし家々ハ押入、食物を奪取外ニ至リ、食事と申外得
 ハ人之手ニ持外をも打落シ、強キ者ハ弱キ者を手込ミにいたし言語之騷動ニ及。但、右躰不法之輩ハ頭取分被召取、籠舎
 被仰付、弱キ者ハ富貴之門前ニ立寄涕泣悲嘆して食を乞、誠ニ見ルニも聞ニも難堪仕合也。扨當年之如ク雨勝なる年ハ土
 地ゆるく、稲若クして必蝗氣ニ有之ものとハ申外得共、當秋之蝗ハ方夕押二人之目ニかゝる様ニ何方方何方迄蝗入来外と
 申様なる大變ニ多西國一統大飢饉。右ニ付、大目付三好甚左衛門殿江戸登リ、八月朔日ニ入り万民御救筋被仰付、十月朔日
 十四日月帶食皆既卯、扨、御救として郡々方切々ニ多粥施行被仰付、既ニ當村ニ多も此近村方鳴郷ニ掛ケ二十五ヶ村之人
 民被召寄、十一月朔日廿七日方十二月朔日廿二日迄粥施行有之、御組青柳幸助殿・許山惣助殿御出勤、右施行ニ付打寄外
 人民途中ニ多行倒シ餓死致シ外者も過半有之、あハれ可申様無之、當冬方米高直ニ相成、壹石ニ付八十文錢九拾目位、
 扨御國中惣村數七百七十三ヶ村之内、漸十九ヶ村、并島方斗之村七ヶ村、都合二十六ヶ村のミ春免御請申上、殘村何レも
 御免返上、新古田四拾貳万六千六百石余御損毛、漸四万三千貳百石余御藏納ニ相成外。但右之外島御年貢御年貢御上納。
 扨又、右御取納ニ相成外内ハ翌年種子粃として四万七百七拾俵郡々被為下外由。當村田方一反ニ付、種子粃壹斗壹升宛
 御渡、但郡村所ニよ、
 里不同有之か。猶當子九月方翌丑三月中旬ニ至リ、粃并麥種子御救米共ニ都合七拾貳俵御惠被仰付、且又、從御公
 義金子貳万兩御借渡ニ相成外由ニ多御救銀をも被為下、當村わも貳百六拾目之御銀御渡被仰付、猶大坂御藏方御米貳万三
 千六百二十七石御積下シニ多窮民買取外様被仰付、彼是以御仁惠之御救過分難有奉存上外。御救米一日壹合宛相渡リ外小
 児ハ身命無恙、猶米二三合之間を以御助被為下リ、人民田島作仕外得共、御當國ニ多拾万余人餓死仕外由、當村ニ多惣人
 數百二十六人之内、當十月方翌十八年三月ニ掛ケ四拾貳人餓死致シ、誠ニ可恐ハ飢饉也、(中略)

御社録云。享保十七年子秋飢饉ニ付、親を養ふへき手立なく、子を育ツへき使りなく、只さま見殺し、或ハ飢て死なせん
 よりもとて池河に子を沉めぬるも多かりける。かゝる時事あれば兄弟親族にハ目をかくへきにもすへき様なく、足手達者
 なるものハ互ニ我身大切と食事の用意して、蟹・蜆貝・菱等を取り、蕨蘇(ひかじ)・葛根を掘リ、鵝を殺し、川魚を取、食となる

へきものハ草木・鳥魚・畜類ニ至る迄にも残さゞりし也。是よりして、子を捨る數はあれとも身を捨る所ハなしといへり。また極々食事に絶たるものハ親子諸とも枕を並へ、家に火をかけ焼死たるもあり、又詮方なく死するに忍ずして瀕なきの草は五穀に縁ありとて是を取り食し、また壘を解キ、敷藁を煎し、或ハ年頃稻を荷たる六尺の先キハ稲に縁ありとて是をも煎し吞みなとする程のありさまにて悲嘆困窮限なく、餓死に及び、道に行倒レ、犬舐か人の面を喰ひて何方の何菜と云事も知れざりし人多キを、往來するものハ右行倒の上を踏越へゞゞ通りける。また喰塩を作る塩浜も飢饉にて作ることなく、稀ニありても貧民ハ五穀にさへ盡ぬる程なれば、高直なる塩を求め食することなくて胄腫の病を得て死たるものもあり。又翌丑年も青麥を食して病を得、死たるも多かりしなり、また丑夏痢病に似寄たる風病にて死たるも多かりし也。扱、子冬ハ米壹升代六十四文位、當丑夏九十六文位なれとも賣買米少なく、金銀多ク貯へたる人も思ひの儘に求め得かたく、宝の持腐して銭金を枕にし飢て死たるも多ク、されは富めるものも貧民と同じく困窮せり。後の代の心得を以て見る時ハ格別の飢饉にハ米も下直なりしといへとも此頃迄ニハ世の中に金錢等少なく、夫ニ準シ諸品も下直なりし中ニハ尤高直也。貧民米を求むるに一銭の貯なく、折柄此時に當り、豊後の日田、また赤間関、大坂等の町人來り、在方の衣服・家財・重宝と持傳へたる品共を、米金を以て下直ニ買上ケつるに、重宝の品も命にハかへかたく、多ク賣拂ひける。其下直なること麥壹升に何々、米壹升に何品々、錢百文ニ何々と常並之の時、百貫文のものハ百文か二百文にてそ賣拂ひける。是よりして、宝ハ身のさし合せと云始めける。かゝる大變なれば御國內にて富めるものハ貯へ置ける所の米金を出し貧民を救ハさるハなし。され共富貴貧賤を云す命を全クせしを大幸として世帯を崩さゞるハ稀也。此度の飢饉に生殘り、田舎郡浦に居住の万民、衣服米金聊も貯へなく、誠に旅人乞食の家を持しにひとしかりしを、御上より農民御仕居御詮儀被仰付、御仁政の御救過分の御事にて、郡々在るにも追年漸ク居合に基ける御國恩の程、子々孫々永代迄にも且て亡却仕間敷申傳ふへきこと也。

右の記述より遠賀町域の飢饉の様相を抽出し、その対策の若干を拾うと次の通りである。

三 飢饉とその対策

享保十七年の凶作の結果はまさに地獄である。遠賀地方でも、天明・寛政・天保・嘉永・明治等の飢饉と比べても、最も被害が大きい。享保十八年九月の宗旨改めで、鬼津村での死人七〇余人、若松村での死人九〇余人が挙げられているというのもその影響であろう。両村の戸口は第V―36表の通りである。^(4.52)八十八年を経た文政四年(一八二二)の人口と比較しても、鬼津村で二〇パーセント、若松村で四五パーセントに当たる。享保十八年(一七三三)では元禄期(五年カ)に近いであろう。その場合、その比率は更に高くなる。殊に若松村では一村壊滅に近い。遠賀郡中では、浦分を除いても、飢饉による死者は八、〇〇〇人に及んだという。藩による粥の施行が立屋敷・糠塚・木守の三ヶ所で行われているのも、被害の集中地区を示している。

享保の飢饉は伊勢・近江以西の国に多大な被害を与えており、前掲書によれば九州では筑前・豊前・肥前の三国が殊に大損毛を蒙っている。遠賀地方では入梅後雨が多く、閏五月も長雨が続き田植ができず、僅に植付けた苗も水腐、夏の土用に入って漸く田植が行われる有様であった。その上、六月の末頃より稲虫が入り始め、七月中旬には大ウンカが発生し、稲は株まで枯れてしまい、大凶作となる。大豆・小豆・大根まで蝗の被害にあい、僅に蕎麦のみが中作という。そのため、翌年を待たず、十七年秋より飢饉となる。本来ならば、新穀の収獲が行われたばかりである筈の秋には、食べ物がなく、農民は食糧を求めて葛根や草薺(おにところ)、蟹・蜆貝・草木・鳥魚など食べられるものを求めて山野を彷徨することになる。福岡藩七三か村の内、御免返上を行わず、通常通りの春免請の村が僅か二六か村というのもその凶作の激しさを物語っている。藩としても放置することが

第V—36表

年	村 戸口	鬼津村		若松村	
		戸数	人口	戸数	人口
元禄期		30	242	25	46
文政4年		81	378	42	202

できず、早速救助策がとられ、粥の施行が行われるが、到底手に及ぶものではなく、餓死者を出すに至る。押込み・強盗・乞食などが続出し、世上も不安この上ない。子は親を養う手段なく、親は子を育てる便りもなく、餓死を余儀なくされ、行倒れる者も少なくない。広渡村にて、十月より翌年三月までの間に、総人口一二六人のうち四二人が餓死したというのが事実とすると丁度三分の一が餓死したことになる。その上、塩浜も飢饉にて塩が作れず、人体の生存維持に必要な不可欠の塩の不足や、風病が被害に拍車をかけている。飢饉は富める者に対しても同様である。金銭はあっても買う米がない。その中で、日田・赤間関（下関）・大坂などの商人が在方の衣服・家財・重宝などを僅かの米金にて、タダ同様に涉猟する。犬までが人を襲う。まさに、畜生・修羅の世といえる。

藩としても可能な限りの救助を試みざるを得ない。前出の通り、粥の施行を行う一方、公義より二万両を借用し、御救銀として百姓直渡しが行われ、広渡村へも銀二六〇目が配分されたとある。大坂の蔵米二万三千余石が回送され、国元で窮民対象に販売される。享保十八年の種子扱も手配しなければならぬ。広渡村で一反につき一斗一升宛である。国中で四万七〇〇余俵とすると少ない数ではない。それでも国中で一〇万余人の餓死者が出たという。一村平均一三〇余人に当る。

これ等は応急措置で対象療法であるが、この飢饉を契機として、災害対策費の積立制度が発足する。「反別三合用心除米」とか「反別三合米」と呼ばれる用心除米の制度である。惣郡より米二五〇〇俵を目標に切立て、それを銀に直して宝蔵に貯え、天災は勿論、平年でも、一郡・一村が難渋の場合や、火災・風転などの災害の時にも、無利息の

五十年賦で貸出すことにしている。その他、御領替人馬賃錢惣郡割の分の取替、郡々大造なる普請や夫数仕組等の節にも借渡が考慮されることになっている。この備金は宝蔵に備蓄するので「宝蔵銀」と呼び、当用には決して利用しないことを建前としている。

反別三合米は享保十九年より上納が開始されるが、十七年の蝗災により、郡々、村々ともに多くの無主地が発生しており、収納が困難な折ではあるが、二五〇〇俵の目標を達成するには一定の基準が必要とされ、一応次の通り定められている。

- 1 古田畠・壹作のある村は、古田一反に米三合
- 2 古畠・壹作のある村は、古畠一反に大豆三合

3 壹作ばかりの村は、田壹作一反に米一合五勺。いずれも現作畝より取立て

当初は、二五〇〇俵を目標に右の通りの作法立が行われたが、時々模様に応じ、難渋の村は免除して収納することにしていたという。「反別三合用心除米」の呼称は古田一反に米三合の基準より出ている。この制度は「享保十七子年希代之天災有之、末ニ至別畝及困窮外ニ付、後年右ニ類し外柄有之節之為、御所務之内をも被除、家中末ニ至迄、年ニ少充米銀之間除外多、上下相互ニ救合外法を相立置外は、自然天災有之節、大困窮ニ及間鋪外」という趣旨より始められたものであり、家中諸士をはじめ町浦よりも上納される²⁸。家中諸士は坪地の高に掛け、町浦は小間軒の間敷に割り当てて徴収される。

郡方の用心除米は他の賦課である種利米・三合夫米・式合夫米・切扶先納とともに小物成米と化し、少くとも明和元年（一七六四）以後では、当初とは変質している。徴収基準も次の件が変更になる。

- 1 畠は定免につき用心除は用捨されるが、畠のみの村は一反につき大豆三合宛上納であったが、以後は米で

上納になる。

2 志作ばかりの村は、従前は出来の内より一反につき一合五勺充て除けており、百姓よりは別段上納していなかったが、元文二年（一七三七）に出来が用捨になったため、以後は百姓銘々より同高を納めることになる。

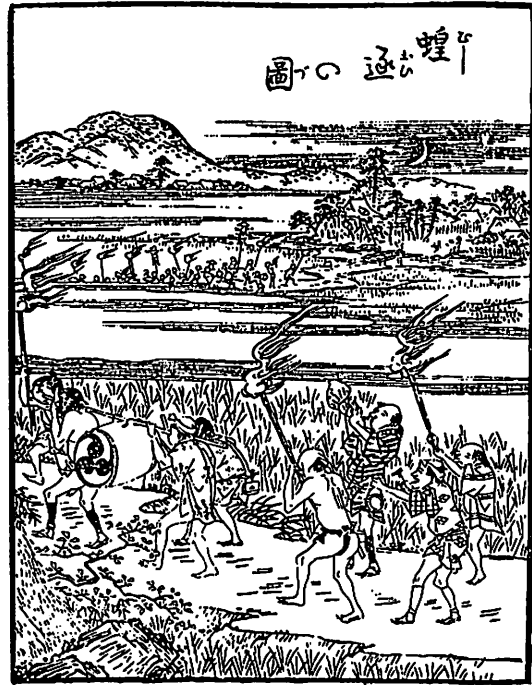
3 浦人は浦方へ除銀を納めているので、浦高の分は郡方へ除方指出していなかったが、作分は郡方へ三合米を納める。

4 諸職人・商人・遊民など耕作をしていない者でも、除銀を指出すべき身上の者は、見込みを以って、家内の人数にかけて指出すように定めていたが、執行に指支えるため廃止され、その分は田畠に掛けて収納することになる。

小物成米の場合、秋石別一斗以下の村は残らず上納用捨。同一斗一升より二斗までの村は春石別の同じ範囲の高に合せて徴収する。春石別の一斗以上、二斗以下の村は小物成は用捨されないが、秋免になり、少しでも下った場合は、右に準じ、下った分の春免の石別で徴収される。遠賀町域では嶋津村が石別二斗であり、二斗以下の村に属し、秋免の場合には現高に割り当てられ、右の法則が適用される。二五〇〇俵が目標の除米の都合高は二六〇九俵余に達している。

第二節 寛政の飢饉

天明期の凶作においても被害は少なくない。それについては別項「糧物喰延」で触れる。



蝗 逐 の 圖 (大蔵永常『除蝗録』より)

政四年の状態を示しているとすると、大蔵永常の『除蝗録』が刊行された文政九年(一八二六)より三四年前の頃には、鯨油による除蝗の方法が、技術的にも可成り確立していたことをも示している。

(寛政)

一同四年六月廿八九日頃日田方蝗氣二亟、追ミ大蝗ニ相成享保子年大蝗より、六十一一年ニ當ル、蝗被御祈禱之儀、御郡奉行坂田新五郎殿方被相

達、御祈禱料八木式倣御神納、猶御神燈、桃灯二張御寄附被仰付ハニ付、七月十五日ハ一夜三日抽丹誠執行仕上ル。扱當

秋大蝗ニ付、村ミ共ニ鯨油相求メ、田方へ差入ル儀夥敷、大小村ミニ亟油代、大凡百貫、貳百貫・三百貫・四百貫文、其

寛政四年(一七九二)の場合は、七月初

旬より蝗が発生、数回の油入れにて居合

ったので安心していた処、七月二十三日

夜と二十六日に暴風雨が襲い田畠に甚大

な被害をもたらしている。九月に入ると

郡奉行坂田新五郎は御免方井ノ上三太郎

を伴って田方見分のために廻村、秋免を

願い出る村も多く、下免が許可されてい

る。『年曆算』は「米直段八〇四拾貳匁

余ニ相成共売人ハ無し」と記している。

この年の蝗害について、『岡郡宗社志』

は次の通り記している。当書は文政七年

に作製されている。この記述が適確に寛

余ニも及外由。然ニ、格別蝗氣甚敷、田方稻株ハ黒ミさし、葉ハ赤ク枯彫^(ツマ、ツ)ミテ腐なんとす。都多蝗之田ハ稻株弱クなり、是を割り見るに、ねばりを引、甚敷い匂ひくさきものニ外。左様なる田方ハ油水を汲掛ケ、一株ミミニ手を以、蝗を洗ひ落し、念を入ルへき也。左様ニ無之分ハ手足を以て油水を稲葉に汲掛ケ、蹴掛ケてよし。小キ蝗ニハ必ス手を以て汲かけ、足ニぶかけけてよし。夫も又、蝗少なき田方ニハ油水を養水ニ差加へ、篠竹を以て稲葉を拂ひ外得は、蝗悉ク油水ニ落入て、忽ニ死するもの也。青虫は必ス拂ひ落し可申事ニテ外也。但、稻株穂を持って、大腹トイヘル時ハ勿論、小腹トイヘル時ニテモ、竹ヲ以テ拂フ事アシ。竹ニテ拂フハ未ダシキ時ノ事ナリ。右之通蝗少キ分は、田方一反ニ付、一度ニ、大凡、油三合位。夫多キ分ハ、四合、五合ト段々見合せ差加ゆる程ニ、右之油、田方肥シともなり、少ミ之蝗氣ハ不厭進ミ、能毛上ニ出来るものニテ外得共、大蝗年ニハ油入一度ニ多ハ相済不申、二度も三度も、四度も五度も、遍數ニは不^レ拘日見合田廻して、模様ニより、追々油を差加へ可申、同シ反甫内、同シ田之内ニ多も、蝗之多キ所、少キ所あり。又蝗も大キあり、小キあり、格別隙ルもあり、障らさるもあり、其色・形も替り、村々・所々ニても一様ならざる由ニ外得は、農民ハ兼心を用ひ見覚、作方之便とすへき事ニ外。扱いか程蝗強ク田方も、油入外砌、一旦ハ蝗も死するものなれとも、暫クして、右之油も腐外

頃ニ至りてハ、稲葉も若やき、
右之油も蝗となるものか、却て
蝗多ク出来るものニ付、其時無
油断、重油差加へ可申事肝要
ニ外。前条ニも書上置し道、右
鯨油を用ゆる事常郡ニ始り、右
油入レ方之訳合も委敷外得は郡
村所ニより、右之次第不分ニ多
鯨油を養水ニ差加へ外得は、
却多蝗となる杯申由ニ承及外
事。(補註略)



除蝗の道具 (大蔵永常『除蝗録』より)

一、同年秋、蝗氣（マ）ハ御祈禱之御奇特、及鯨油之大功を以、兎ヤ角と相凌キ、却る毛上宜敷、十分之事ニハ処、七月十七日、二百十二（マ）相當リ、未下刻頃方天氣不快ニ、或刻西之方ニ古今無双大虹立、廿二日戌刻希世之大地震、其鳴音大地も如裂、肥前国嶋原温泉嶽（マ）燒崩ル由ニ、当年、廿三日申雨天。日中少シ風立、子刻ニ至リ雨晴シ、大風と成ル。折柄、田方出鉾之時節ニ付、翌日五ツ時、田方惣白穂となりぬ。廿五日戌刻頃方又ハ大風起リ、廿六日申刻ニ至ル。右ニ付、川筋ハ洪水ニ、穂水旁以皆損とも可申、右ニ付、頃日迄米壹俵ニ付、代二貫八百文位ニ有之ハ處、忽若屋相場高直ニ、當日ハ三貫六百元と相成ハ。左ハ得は、貧民困窮ニ付、米直段折合ニ相成ハ迄ハ壹俵ニ付三貫文宛ニ賣買可致ハ旨、御町方（博多）へ被仰達ハ由。當秋御國內御損毛高米貳拾八万九百貳拾五俵余と承知仕ハ、當九月、御郡奉行坂田新五郎殿、御免方井上三太郎殿廻村、村々御免返上仕ハ。右之通非常之天災打續不作ニ付、万民難渋ニ差迫リ、人別葛根堀として山々ハ通ハ、蟹・蜆貝類之物を取、ごふり杯云もの根を取て食しハニ至ル。當年酒もなし。誠ニ作並打續キ、安楽之年柄ニハ一年之飢饉ハ恐へき程之事ハあらしと申ハ得共、可恐ハ飢饉ニ、當秋程之凶作ニ、如此困窮す。増、享保子年杯之ことき飢饉若あらは、今之代とても同じく餓死するもの多く可有之ハ。農民多くハ得共、過半貧敷、有徳なる者ハ稀也。極々貧民ハ朝食すれとも、暮ニハ何を食すへきと、日々悩ミ煩ふもの多シ。左ハ得は、五年・十年作並打續キ、豊年ニハとも、貧ハ漸ク一年を渡ル糧米を貯るニ至ルもの又少なし。此儀貧民ニ限らず、百人に六七十八ハ翌年之新穀を遅しと待得て食する世之中ニ付、今之代とても、諸國一統皆損と申さんに、貧民ハ飢死ニ至ルヘシ。いか程金銀を貯へたる人も糧米を多く備へたるハ稀也。仮令貯へ多クとも、飢饉之年柄、万民を救程之事ハ有之間敷、唯々御上之御救を御願申上ルのミニハ得は、平日御國恩を忘却不仕、五穀を大切ニ致し、糧糧米を喰延へ置へき事と今年之責めに逢へる貧民口ニ申伝ハ事。

第三節 天保の飢饉

「申年の飢饉」として知られる天保七年（一八三六）の場合の遠賀地方については『年曆算』は「田植後雨続き、大雨洪水出ル。六月十五日比迄雨天、其後も雨多し。米直段追々上り三拾六匁位方四拾目ニ成ル」、「夏中度々洪水ニ多川筋、真郷ニ拂川・山鹿、鞍手ニ新延・中山邊水損。他国ニも水損多く、一統凶作也。綿も高直二成、八十文ニ付拾三匁売」、「十月方米直段追々上り五拾八匁位、遠鞍両郡ニ御救米一万俵渡ル。百姓大ニ難渋之年柄也」と記している。藩や触に於いても早速に対策が立てられる。藩よりは窮民救済のための救米が出され、儉約令も厳達される。七年の凶作の結果は翌年六月頃よりの食糧不足となって現われる。郡内隣触の本城触では「世上大に凶作仕、享保十七年之昔に似寄外程之不作にて、米八〇匁俵五拾六匁にて売買御座外」、「六月に相成世上何となく物騒敷、乱世にも相成可申様にして、既に大坂に於は、大塩平八郎と申与力同心之頭人が、鴻池、三ツ井、小嶋屋、大根屋杯いふ富家を焼打にいたし、竈敷も二万軒焼失仕、又大坂にて五六月之頃は、一日に死人百人程筒有之外との風説に御坐外。京都は死骸千人塚と申塚、三ツ・四ツ出来仕申外。此辺も旅人、物糶体之もの数多死亡仕申外。酒代生酒にて四百文、上酒にて三百六拾文、下酒にて三百文いたし外。殊には、米代金壹両壹歩壹朱迄に相成申外、右に付、度々從御上様御救米御渡に相成申外上、猶六月之頃弥指詰申外間、郡内え米千俵福岡永藏より御渡に相成申外。誠今古無例年柄に御座外。小倉城下杯は切米取之者夜中に乞食に相成配会有之もの由に御坐外」と記している。⁽²⁷⁾

大庄屋よりは、天保七年十月二十一日、急触を以って、「当年柄、定て他觸を野老・葛根・蕨類大山付に堀りに参り可申外。是ハ糧物之儀ニ付、山元村も迎も難指留外條、其御心得可被成外。尤、一谷と申か、一尾と申か、其物糧物ニ可致外間、いつれ之所ニも一二か所ハ致遠慮具外様申論、堀らせ不申儀ハ次第外。尤、御納方、麦蒔付仮成相濟外ハ、山寄村ハ勿論、触内里目村に相成丈ケ冬内ところ・葛根・わらひ・ふとこふり根等堀りため、来春之末、夏迄も困置、堀方不相成とき之糧物喰への覚語專一二外。来夏作・秋作共ニ定多宜敷可有之外得共、如何体之年ニも、又ミ不作有之間敷ものニも無之、左外得ハ、当年凶作之末、引続外儀ニ付、中々今年之困窮十倍ニも必至と指支、飢渴ニ及間敷ものニも無之、来年之事天地之變ハ一向不相分事ニ付、只ミ丈夫ニ覚語さへ致置外得ハ安心致外。今年柄之恐敷事ハ誰々も能ミ承知致外へ共、来年之作方豊凶は不相分恐入外事而已ニも不慥有へからず。此段別々大事之覚語と被存外。(中略)酉七月盆後ニ相成外処米直段壺俵ニ付、金壺兩壺歩迄重て相成外、酒も壺升一朱迄ニ相成申外事也。(中略)。「蕎麦之ヒコ是迄手元杯八年に捨て申外。右ハ能ミ于上ケ、くたけ類少ミ交せ、団子汁ニ致外得ハ随分食物ニ相成外と承り及外。右体之儀ハ無手拔有之度外」と通達をしている。同時に、「錢上納」のために、百姓衆が米を売る場合にも、たとえ、「米余計有之外者」も「上納錢高ニ應し、少も余分ニ賣不申」、「上納高程賣外様」にし、米を売る場合には、「他郡・他觸ニ賣出不申、觸内ニも賣買有之度」と通達されている。この飢饉に於いても、その対策は享保・天明・寛政のそれを一歩も出していない。

第四節 貯穀制度

行政当局としても、食糧不足対策には腐心しており、前述の通り、享保十七年の蝗災を契機として、同十九年より上納が始まった用心除米、即ち、反別三合米や、寛政元年の公義通達に始まる囲穀制度、安政四年に始まる社倉仕組などはその対策の一つである。

反別三合米は既に前にも触れた通り、反別三合用心除米ともいい、当郡は古田畠・老作のある村は古田に反別米三合、古畠・老作ばかりの村は古畠に反別大豆三合、老作ばかりの村は田老作に反別米一合五勺を課し、惣郡で二五〇〇俵の積立を目標としたものである。発足当時は蝗害の直後で無主地も余分にあつたため、一応の基準として前記を定めたもので、諸士は拜地の高に掛り、町浦は小間に掛けて徴収される。明和年中に物成帳ができて以後、反別三合米は小物成の一つである。「都御銀ニ直し御宝蔵に被貯置」、「御当用ニ曾御被取用儀ニ御無之外」とは記されているが、「平年ニあるも一郡一村難相立儀有之歟、火災・風轉等ニは利無五ヶ年賦ニ有拜借仰付」とあり、²⁸⁾明和七年に修覆銀の内より「郡方財用之備」として発足した「村救銀」といつの間にか同一趣旨化したところがある。

囲穀、即ち、貯穀制度は、村に囲田、買備米、現穀備、非常備等種々の方策が採られている。年貢立用を以つて囲田が命じられた囲田は、遠賀郡の場合、囲高が全備する弘化三年の段階では、全囲高は第V―37表の通りである。安政三年（一八五〇）に遠賀郡小鳥掛村で、質入田地受返料として、金一五四兩一分を拜借、五ヶ年間隔、

第V—37表
遠賀郡の畝圃

触 別	畝 高
本 城	俵斗升合 1935.186
下 底 井 野	1854.255
別 府	2048.235
修 多 羅	1376.314
合 計	7216.000

別府触備米

合米千三百五拾俵斗五升

内

百六拾俵

八拾俵

式百四拾俵

残る千百拾俵斗五升

此内

六百七拾三俵式斗

四百三拾六俵式斗八升

社倉米

(俵脱力)
此外九十代金備

一米九百七拾俵

六年目の文久元年より年々余米三五俵宛年賦返済の仕組を立てたのは備穀を利用したものであろう。⁽²⁸⁾

社倉仕組は「貧民救第一之備」にて「根元村々にて組合限り申合、^(有徳少者志)うとくのものともより米穀を出し、夫を倉にあつめおき⁽²⁹⁾ひて難澁者を救ふ事」とあり、月一步の利つきで貸し渡すものである。

文久二年(一八六二)の別府触の畝高は次の通りである。

原村貸付

松原村貸付

(文久元年)
酉年開高

別府蔵詰

吉木蔵詰

万延元申秋新穀詰替

内

四百八拾五俵

残り四百八拾五俵

内

式百四俵

式百八拾壹俵

一式百八拾壹俵

一四百八拾五俵

高式百四俵之内

一式拾俵壹斗三升式合

右同断

一百三拾俵

右同断

一五拾式俵壹斗壹升八合

米九百六拾八俵式斗五升

内

三百四拾五俵

六百廿三俵式斗五升五合

申秋凶作二付村々貸付
西蔵詰

吉木村仕組二付西冬
米午冬迄十ヶ年賦
西秋詰替

西

申秋村々貸

吉木貸 西冬返納

野間拜借米 返納

戸切質入田島受返
拜借 西冬納
西冬開高

別府蔵詰

吉木蔵詰

(21)

第五節 儉約令と糧物喰延

一 儉約令

不作、饑饉に対する平素の心得や対策について、藩当局では屢々儉約令を通達、殊に享保の饑饉以後は屢々繰り返えされており、藩政末期に近づく程、内容的にも厳化され、具体化して行く。儉約令は生活規制であり、花美・驕奢を戒め、質素・儉約を勧めるものであり、反面では紙片一枚で済ます社会政策でもあるとともに、耕作を勧め、貢納に対する心得や覚悟を促すものでもある。

儉約令は享保十七年の凶作の翌年二月に通達されたものより内容的にも具体的に指示されるようになる。享保十八年の通達は「在郷大変に付」を前書きされており、飢饉を意識している。文政元年（一八一八）の演達では「郡々困窮之根元ハ近年作毛不宜より農業の進み薄く、専ら借引ニ心寄、百姓の本意を取失ひ忒故ニ忒」として⁽²⁷⁾いる。ここでは、極めて多種多様の儉約令の内より、天保四年（一八三三）の「欠略執行心得書」を⁽²⁷⁾示し、それが天保七年・同九年・同十一年の不作でどのように改変されるかを見る。天保七年は「言語同断之雨続にて、世上大に凶作仕、享保十七年之昔に似寄忒程之不作」の年であり、⁽²⁷⁾「天保の饑饉」とか、「申年の饑饉」と呼ばれている。九年について「年曆算」は六月二十六日・七日・八日大風、川筋洪水、老良土手切ル。川西田甫如シ湖水。奈良津も切ルとかや。肥前・筑後之方破損・水損之所多き由。此節大水三十年余と言。米次第上り五拾目ニ

及。七月盆後迄雨多し。頃日米五拾三匁位。川筋低之通村ミ大痛なれ共、八月ニ至リ米も少ミ下ル。秋中雨天勝ニ困窮、か様の年ハ無シ。米も又上リ夏直段ニ成る。御国中儉約御触違有之。殿様も御遊獵御止被為遊、御鷹放シニ成。江戸登り御供半分ニ御減シ」と記している。その上、蝗害も加り秋おとりの年でもある。⁽²⁷⁾ 天保十一年は六月四日・五日・九日に大雨が降り、筑前の国中至る所にて洪水の被害が続出している。国中の田畠の被害數一万一〇九三町步余、土手・石垣破損五五五五か所、家屋被害一三六八軒、川船流失二三艘、山々龍拔一万八二五二か所、死者七八人、殞牛馬三一疋とある。⁽²⁸⁾

天保四年の欠略執行心得書は単なる通達ではなく、村毎に各人が条文を守ることを署名・捺印し、請書として提出しており、その後は寄合の度に庄屋より村民に読み聞かせるようになる。

欠略執行心得書

一、百姓は作方相應之居宅を構へ不申候てハ混納指支に相成事に外条、新に致家作候歟、又は建継外とも広狭之儀は勝手次第に外。乍然是迄相違置外通、書院床、長押彫物、敷込ミ椽、塗縁之戸障子、さび土之上塗、或は張付類、都る物好らしき仕構致間敷外。尤宿駅は旅人休泊も有之ニ付御免に候得とも、其外村々は間宿たり共新規之作事は致間敷外。有来之分も漸々取除ケ可申外事。

◎持来、不相用多ハ実用欠略ニ不相成忤ト心得違不致、決而相用申間敷外事。

一、本朱、金縁之膳椀、枕金彫之器物類又は金銀絵入にしき^(箱手)て焼物等今様風流之器物相用申間敷外事。

一、婚礼、養子、引越之節持參之品々身上宜敷者は長持袴袴、葛籠袴袴、箆筒袴袴不可過之外。其以下は幾段も省略いたし、夜具之外衣類等は風呂敷包にて相仕廻候心得可為尤外事。

◎婚礼は人事之大本ニ付、重心得外ハ其節之儀ニも外得共、衣服其外之諸具行粧取締外を面目と致、間ニは御法度衣類を着し、結納として指贈外品とても同様結構之仕向取計之儀、累年之風俗ニ多、追々教示いたし外得共、畢竟身上衰微は不及申、第一御法ニ背外不風俗と申所を致得意ニ付、今已後質素之風ニ帰シ、聊不勤弁之仕構不致様、別て身上宜者之上方か

きと取止可申付事。

一、婚礼其外重立候吉凶に付、親族出會之節、料理向随分手軽く一汁二菜、吸物一ツ、取肴一ツ出之、祝會之節も身近き親類媒斗、其外は可致遠慮付。且輕き祝會、仏事等は右に準し、いかに手軽く可致付事。

但本文婚礼養子等之節、餞別、土産等之儀身近き一族たり其取遣致間敷付事。

◎重立付吉凶之節、村役人へ申届、指圖を受、組合内へ相話見ケノ可申付付。尤も、輕き祝會、佛事等は追加之条ノ通可心得付。

◎親子・兄弟・簀舅斗手輕品取遣可致シ、其外本文之通可相心得付事。

一、右兩条之内、重立候祝會之節、其者限りはいか程も欠略之心得罷在候者も有之付得共、當時外見を繕ひ付時節にて、他方方も又欠略取行付儀を惡敷様^{（持来たりともトモ）}に申唱付風俗と相成来付得共、一村之教示をも相導付庄屋・組頭之儀に付、自分家内之上方一際引締、深切に致才判付は、いかに大郷たり共不行届儀は有之間敷付条、欠略之道其時ニ庄屋、組頭とも承届付上、猶組合之者へ相互に吟味合付様可取付付事。

一、はま弓、羽子板、兜、雛訪祝儀之取斗、費ケ間敷儀一切一族近辺のものたりとも取遣致間敷付。間には昇、吹貫等木綿等相用候も有之心得違之事に付。已來堅停止申付付事。

但右祝儀用之品売買仕付者直段高料之品取扱不申様可申付付事。

一、近年式地宮日に付客来之者え料理向入念付趣は相間候。欠略筋之儀は近族相互之儀ニ付、無縁之客来可致様も無之、親子兄弟たり共以前方有蝕付塩魚、并自然之品等^{（作付）}を以在方相応之仕向可致付事。

◎親子・兄弟・簀舅之續計ハ往来不苦付。其外決て客来停止付事。

一、伊勢參宮、又は旅行等之節、送り、酒迎仕間敷、且親子兄弟たり共餞別、土産停止申付付事。

◎伊勢參宮、他国之寺社參詣不相成付。尤難差延もの申出、可得指圖付。

一、年始、五節句、盆會等郡村仕来之通、只古例を不失様しし斗にて可相仕廻付。惣て虫祭、風留、牛馬祈禱など大勢打寄、費ケ間敷吞喰不致付様可取付付事。

◎年礼ハ正月五日限り、年始・歳暮ハ親子・兄弟・簀舅之続斗ハ有合之輕き現品、不失信儀迄ハ取遣いたし付儀令赦免付。尤医師・師匠ハ格別、其外音信・贈答堅停止付事。

但、盆会本文ニ準。

◎親子・兄弟・賀舅計、年忌、初盆會等之節、手輕品相遣可致ハ。其外本文之通可相心得ハ事。

一、衣類一切木綿可相用ハ事。

但真綿、絹糸入停止、小兒付ひも共に同様可相心得ハ。

一、都て目立ハ染模様、又は鹿子入とんず染之類、花紋等に至迄都て高価之品停止。

御免之染色

黒茶、納戸茶、ろこふ茶、千草、空色、紺、浅黄、こふり山、鼠、茶、萌黄、うこん、花色、藍ひろふと、唐黒、あかね、紅花染、薄かき、地白

右染色之内を以縞形付、又は返しものに染ハ儀、女子十歳以下輕きちらし入に染ハ儀は勝手次第にハ。襟・袖・縁り等も同然、其外一切停止之事。

◎木綿布共ニ高価之品相用ハ者不少、不埒之心得ハ。向後農家之本意を不失様、別ゝ大庄屋、村役人共身ハ不及申、家内共之所行を改、村内取締方屹度相示可申事。

一、右染色之外決て仕立不申様紺屋共え相達可申ハ事。

一、帷巾、手織、岩国、奈良、下品之分は縞にても染ハても不苦ハ。尤染色は前書之通相心得、女は輕きちらし入不苦ハ事。

一、十歳以下之小兒たり共振袖停止之事。

一、帯は木綿布相用可申ハ事。

但縞染色前書之通、女は輕きちらし入不苦ハ事。

一、櫛、かふかひ、筭共へつかふ、并銀にて製ハ分停止申付ハ事。

一、女子髮飾絹真綿金銀紙にて製ハ分、其外目立ハ品相用させ申間敷ハ事。

◎紙ニ而製ハ品之分ハ相用可申、其外本文之通堅可相守ハ事。

一、蛇の目張の傘相用申間敷ハ。大庄屋・村役人たり共成丈ケ簀を相用可申、簀に鏝ケ間敷儀無之様可相心得ハ事。

◎傘ハ間屋張之外堅停止ハ事。

一、塗下駄、表付停止申付外事。

一、菅にて製外日笠は相用間敷外。女は用來外産品之菅笠相用外儀勝手次第に外事。

一、前々有來外丸頭巾、角頭巾之外面体を隠し外頭巾をかふり申間敷外事。

一、村判之医師、帶、下着に輕き絹相用外儀は御免に外得共、相成丈ヶ産服用、妻子百姓之家内同様に相心得、衣類染色等御法を不相背様委敷可申間置外事。

一、日傘は醫師たり共都て停止申付外事。

一、子添婆是又村判之医師に準し外事に外得共、別て相慎産服用外様可申付外事。

右之条々可相守もの也

天保四年四月十一日
(百十一月トモ)

川越 又右衛門
神屋 宅右衛門

右銘々儉約筋之儀御委鋪御達被仰付重疊承畏上外。以後心得違仕上間鋪外。仍る御請書物如件

(百姓連名)

同年 同月

遠賀鞍手 御郡代 御役所

右当村百姓中御請申上候処相違無御座外。猶私共方も立入才判可仕上外。以上

(組頭 庄屋)

(大庄屋奥書)

内情取斗行届兼外旨委細申出外条々奈ニ寄逐評儀付紙いたし相渡外。堅相守外様可論外。自然相背外者有之外は、不拘会釈可申出外事。

天保九年十二月

天保九年には前記「付紙」(◎印を付した分)による厳化の他に、「当年は一昨年程之儀ニハ無之、粮物指支等

は有之間敷」とし乍ら、糧物確保の心得を説き、「御上にも殊之外御指支ニ付るハ嚴敷御欠略被遊、三季之間半御所務ニ諸口御仕廻被遊ハ趣ニ付、御家中へも一兩年之内ニハ半所務減少程ニも可被仰付、当季方半高之心得ニ御奉公仕ハ様御達ニ相成居ハ」として、「当年方三季破格程之御欠略御執行、且郡々ハ近年打続御損毛ニハ村々一統及困窮ハニ付、去ル巳年相達置ハ欠略筋弥嚴重可相守處、何と歎心得相馳ミハ歎ニ相聞不埒之至ニハ依之兼而相達置ハ定書之外、三季之間別紙欠略執行書を相渡ハ云」と更に次の簡条書を通達している。追加の儉約令である。

兼而相達置ハ儉約定書之外當年方三季之間欠略執行心得ケ条書

一年礼ハ正月五日限堅相仕廻可申ハ、尤、年玉・歳暮ハ是迄之仕来ニ不拘、親子・兄弟・賀舅斗為肴代丁銀六拾文宛可致取遣ハ、尤、醫師・師範ハ格別、其外暑寒共音信停止之事。

一盆會ハ村々往来之通古例を不失様印シ斗ニ多相仕廻可申ハ。初盆之所ハ親子・兄弟・賀舅・妻之兄弟斗魚品之燈籠指遣可申ハ。其外一切取遣停止之事。

但、節句々々ハ親子・兄弟たち共取遣停止之事。

一式事神事之節、氏神ハ備物等ハ仕来之通り作り、初穂・神酒等相備ハ儀、古例を不失迄ニ取斗可申ハ。宮座指留ハ多ハ氣障ニも可相成ニ付、形斗ニ多可相仕廻ハ。其外身近キ一族たりとも往來停止之事。

一昇・吹貫・破魔弓・羽子板・雛餅停止、店々仕入いたしハ儀指留可申ハ事。

一八朔葉竹ニ短冊、其外翫ひもの等付ケ、致取遣ハ儀停止之事。

一誕生日・髮置・元服・年賀・厄祝等之節ニ身近親類斗相招可申ハ。勿論料理ケ間敷儀不致、一汁一菜・肴一ツ不可過、他方之客來、并、赤飯等送りハ儀停止之事。

一三ヶ年之間、伊勢參宮、其外他国之寺社參詣致遠慮可申ハ。尤、限たる願解、難指延分ハ申出ハ、其時々遂吟味可及指圖ハ事。

一葬式之節、親類・組合斗打寄相仕廻可申外。賄向等ハ手輕いたし可申外。尤、為無酒事。

一焼失、風轉等之外、新規之家作可致遠慮外。家別、或ハ、古家居住難相成儀ハ願出外ハ、遂吟味、可及指図外。寺社普請等ハ年限中取止可申外。尤^(替)禱替等難指延分ハ申出外ハ、是又吟味外上、可及指図外事。

一佛事・年回は旦那寺之僧、并、忌懸リ之親族斗相招、一汁一菜、有合之品^(念)以、手輕相仕廻可申外事。

一出家・社人上京、官位昇進等合力筋一切相断可申外事。

一於村々、先年方神事・其外祇園會・盆會等二山笠、踊等定格興行致シ来外分、年限中致遠慮外儀可為尤外。仕来之儀ニ付、願出外ハ遂吟味可及指図外。其外臨時之興行ハ別儀之取斗ニ^(念)相仕廻可申外事。

一寺社廻郷御免之分ハ是迄之通志次第ニ相施、其外寄進・奉賀筋一切相断可申外事。

一淨瑠璃・三味線・歌・俳諧・鼓弓・尺八等之遊藝ハ風俗之妨ニ相成外条、稽古停止之事。

一宿駅之外雪駄相用申間敷事。

一、若者組相立不申様、連々相達置外得共、間ニは友達組杯と申唱、夜・日待・灸治・帳綴・算用祝、又ハ、神事瓶底振廻杯と様々名目を付、男女縁付等を相妨、余分之酒を為買外類不風俗之根元、親々之示緩ニ^(念)、猶村役之教導不行届方發外儀ニ外、其外色々之事を工ミ、村中出入指留、不相用ものハ病氣・不幸等之節、近隣たりとも取構不申、且、村役之目を忍、踊・操相催、馬草山ニ^(念)鉾鎌を押へ、酒を為買外類之不風俗、悉皆若者共之仕業と相聞外。右体之儀屹度停止申付外。自然似寄外儀風聞於相達ハ事品ニ寄、落膽之者迄も敲敷咎メ申付外事、

右之通堅可相守もの也

天保九年戌十二月

弥左衛門

天保九年十二月より三季を限った追加は同一二年冬で期限切れとなる。その間に同十一年の大洪水が入る。同十二年十二月には、天保四年、九年の儉約令に、更に「追加」を加え、一年限りの時限の儉約令が通達される。それは、次に示すように、天保九年の箇条に類似する。商人の一条のみが新規の項目といえる。天保四年の欠略

執行心得書の原型は天明八年（一七八八）及び、文化五年（一八〇八）六月の「教示帳」の内、「儉約之部」に既に
見ることができ、これも享保十八年二月の儉約令を順次改訂して来た結果でもある。欠略執行心得書は付紙
・追加を加え運用され、天保十三年十二月、これ等を纏めた新しい通達となり、更に、安政三年の「儉約定書」
へと移行する。天保十二年の「追加」は次の通りである。

追 加

一、耕作肝要之時節ニハ朝六ツ時庄屋元ニる鳴物をならし、夜明ニる庄屋儀村ニ前後を廻り百姓共農業ニ出候哉見繕ハ勿免
角時節おくれ不相成様致進退、妻子迄も不懈様可申付との趣ハ前ニ方之御法ニハ勿、懈怠いたし、惣して村役人共才判方
本意を失ひ候儀多くハ。此已後御法之通堅可執行ハ事。

一、年賀ハ孝養筋ニ付子孫相応相暮ハ者ハ手輕相祝ハ儀勝手次第ニハ。尤身近き親類斗相招一汁一菜者老ツ限り、其余ハ餅
赤飯等相贈候儀停止ハ事。

一、厄祝又ハ小児誕生日、髪置等家内限ニ相祝、決ハ勿他方之客来ハ勿論、餅赤飯等贈ハ儀共令停止ハ事。

一、平日病氣或ハ出産、痘瘡等之節相互ニ世語致し合ハ勿論ニハ得共、見舞之品等親子兄弟賀賀ハ格別、其外筋遣いた
す間敷ハ。尤流行病等ニハ一家内相煩及難波ハ者有之ハ、村役人ハ心を寄、一族組合中ハ深切ニ世話いたしハ様可取斗ハ
事。

一、神祭盆会並ニ山笠踊等興行致来ハ分致遠慮ハ儀尤ニハ。併不得止事訳有之願出ハ、可及指圖ハ事。

一、出家社人上京官位昇進等ニハ勿合力筋堅相断可申、尤寺社普請等も同様ハ事。

一、右同廻郷御免之分ハ銘ニ志次第相施、地旅共無縁之廻郷弥以指留可申ハ事。

一、俗家ハ僧尼を招税法等為致ハ儀堅停止ハ事。

一、是迄指置ハ左之商人振売令停止ハ。居売いたしハ儀は指免ハ事。

一、端物振売 一、飴菓子振売 一、写紅振売 一、小間物振売 一、鉄物振売

一、右同断居売小売之免札を請、狼ニ村ニ入込振売いたしハ者不少欺ニ相聞不埒之事ニハ。此節ハ屹度相改右之者ハ不及

申、統る無免札之商人忍びく入込外と見当り外ハ、荷物差押早ニ可申出外事。但村ニ商人共相互ニ致吟味差押可申出外事。

一、葬式之節親類組合中打寄相仕廻可申、身上宜者一体之仕構以之外不相応之行粧も有之、漆塗等之棺を用ひ、女子等ハ衣服を着飾り野辺迄も罷越哉相聞、哀傷之実意を失ひ、驕奢を以て追孝之様ニ相心得、人情に外れ、礼儀を失ひ、不風俗之次第外。以後急度相改可申外。身上宜者棺等ハ潔白ニ手軽く相仕立可申、女子ハ葬場迄付添ふべきものニ無之外。此外賄向等聊費無之様相心得、組合親族ハ只保切之世話を第一ニいたし飲食を貪り外様之儀曾致聞敷外事。

一、仏事年回ハ忌掛リ之親族斗相招、一汁一菜ニる手軽くニ相仕廻可申外。尤右統柄ハ有合之産物相贈外儀ハ勝手次第第二外事。

一、宿駅之外髪結床□召置申間敷外事。

一、宿駅之外雪駄相用外儀停止外事。付り、宿駅たりとも雪駄店売停止外事。

一、若者組相立外儀停止外事。

一、孤独其外無拠難渋ものハ不及飢渴様村中方心を付、不人情之振廻いたす間敷外事。

右天保四年之定書ニ付札ヲ加わ、猶又洩外儀ハ致追加相違外条、(天保十三年)来寅十二月を限り無違乱可相守、若相背外者ハ曲事可申付者也。

天保十二年十二月

野	田	惣	蔵
林	八	太	夫
本	城	村	大
松	井	仁	十
同	村	同	手
佐	藤	伝	三
同	触	下	村
庄	屋	中	組
百	姓	中	

二 天明の飢饉と糧物喰延

先にも述べているように、天保七年の飢饉に於いては、隣の本城触では、飢饉対策として、冬内に野老（ところ）・葛根・蕨・ふとこふり根などを掘り貯めて、食糧不足の場合に備えるように通知するとともに、通常は捨てている「蕎麦之ヒコ」もよく干し上げて、くだけ類を少々混ぜて、団子汁にするとよいとも通達している。経済が領国中心であり、孤立的・封鎖的傾向の強い藩政時代においては、不作時の食糧確保は、藩財政が年貢米により維持されているだけに、行政的には難しいものがある。そのため、凶年備が立てられ、貯穀制度が採用されるなど、種々の対策も講じられている。それ等とともに、国中に対して儉約令を公布して儉約を勧める傍ら、時によっては糧物喰延し策をも通達している。

天明八年（一七八八）十二月に、郡奉行より国中に対し、「当年初冬方天氣不勝不氣候之田方作並も秋劣^ウ等不十分之趣ニ付、春夏作ニ至、萬一格別不毛上、半作ニも不至儀も有之^ウ得共、極る糧物不^ウ宜ニ付、右喰延之覚語無之^ウ亦も、其期ニニ望^マ仕法無之、必至と可及差支飢渴儀ニ^ウ付」として、「糧物喰延之儀ニ付示方」がなされている。^(U)天明八年に至る数年間の遠賀地方の状態を『年曆算』に拾うと第V—38表の通りである。天明三年前後はいわゆる天明の飢饉である。天明八年は「山付八堤水一引も不致、十三年已前、安永五申としと同じ事也、夏^ウ昌作不取」と記している。安永五年の条には「八月稲の色付き迄山付堤水一滴も落し不取、珍らしき雨多き事也、秋作実入不^ウ宜、昌も同然、去冬已来雨多き故ならん、盆前蝗出来ル」と記している。遠賀地方では、安永八年に桜島大噴火の音は遠雷のごとく聞えているが、天明三年の浅間山の大噴火は風聞のみにて、多くの餓死者を

出した奥羽地方や関東地方程の被害ではないかもしれないが、米価は「弥上り、蔵米ニお四拾六匁、享保十七年之凶年之比おハ高直也」と記している。

天明八年の「糧物喰延之儀ニ付示方」⁽³³⁾の概略を簡条書で示すと次の通りである（アラビヤ数字は原書の数）。

- 一、寒中の木草の芽立摘物等のない間に、老若男女総出で、麦・辛子の蒔付をし、手入を是

第V—38表 天明の飢饉の前後

年	西暦	天候と被害
安永5年	1776	5月23・24日大雨、28日迄降続く、恐しき雨也。6月14・15日も大雨。7月2日大風雨、同27日大白雨あられの様。秋作実入不宜。
安永7年	1778	7月2日大雨、3日洪水、10日大風。8月8日大雨、田畠作物大痛、実法（稔）悪し。
安永8年	1779	6月26日大雨、田方大痛。7月初より霜月入方迄雨続、日和少し。10月始より雷の如き音聞こゆ。桜島崩るる音也とぞ。
安永9年	1780	5月22日より降雨、25・26日別て大降り、6月4日迄16日間雨ふり続き。6月5日より8月11日迄65日の旱魃。畠作いたみ。
天明元年	1781	享保2年冬以来、65年振の大寒・大雪。閏5月21日より7月9日迄42日降雨なし、9月7日より11月13日迄も潤いになる程の雨なし、所により井戸乾く。
天明2年	1782	田植後6月12日まで降雨、水痛出る。7月21・22日大雨、8月20日夕より大雨・大風、田方いたむ。
天明3年	1783	7月9日より8月13日迄雨降り続く。大風が吹き田畠痛み甚だし。近年打続天災困窮。秋作大に悪しく、投免村々多し。秋中日和悪しく、靱摺り、麦時大指間え。
天明4年	1784	米価高騰、蔵米にて46匁。夏中大雨、長雨多し。8月1日大風田方影響少し。
天明5年	1785	4月末より5月25日まで降雨なく、根付水払底。9月7日大風雨。秋刈り上、日和よし。
天明6年	1786	6月2日より7月7日迄雨、田方蝗多し。8月28日夜大風雨洪水、田方大に痛む。
天明7年	1787	麦作悪し。米値段8銭47～8匁、麦40目。夏中雨少し。
天明8年	1788	5月18日より6月23日夜まで35日間降雨続き。夏畠作取れず。秋大豆悪し。

非年内に一巡宛は済ますこと。

- 一、衣類の新調は禁止。綿入一着新調しても米一俵代に当る。人口五〇〇人の村で一人一着宛新調すると米五〇〇俵の費になる。半分が新調しても二五〇俵を売らねばならない。それを貯え、麦作迄の備にすると糧物喰延になる。

一、正月用の濁り酒は五升一升宛造り、過分に造込みは決してしないこと。

- 一、正月は三日迄、四日より相應の農業や糧物喰延の才覚をすること。例年は元日より十五日頃迄は休み、十六・七日頃より農業を始めているが、その間に老人・子供等は草履・草鞋・蔣延等の藁仕事をして手間を稼ぎ、健康な男女は麦の手入等を心掛けること。

一、正月の餅搗は、中以上の農家でも一俵以内、それ以下の農家では一人宛二・三升宛搗くこと。五人家族で一斗位にし、残米は糧物備にすること。

一、米・雑穀は勿論、芋・大根に至るまで糧物になる品は全てその村限に囲い、他郡や国外への売却は堅く禁止。

一、椎・檉、その他食用になる諸木の実は油断なく熟実の時に、老人・子供等で拾い集め、囲い置いて糧物の助にすること。

一、琉球芋を荒地・野地・空地に作付するように勧められているが、更に増加するよう努めること。種芋代に指文える者には、六年以前より貸付の制度が実施されているが、請作の人や遊民でも拝借貸付を行う。

一、志荷商人・諸勸進の類・半季奉公人の類、明和九年正月より村内に入らせないようにすること。

一、翌年の元日より四月晦日迄一二〇日間の糧物積りと、保有量を書出すこと。例えば、家内男女七人の家族

の場合、一日一人平均三合宛では耕作荒働をする者には不足するので、一人平均五合宛として、一二〇日分で四石二斗、俵にして、一二俵二斗四升が必要となる。仮に、米麦合わせて六俵の手持がある場合、六〇日余の手当が必要となる。六俵では、一日一人平均二合三勺余に当るので、不足分を野菜・芋・大根・琉球芋、つみ草類などで補うことになる。

一¹⁵、五月よりは麦、大豆、小豆、万作、野菜の類を以って秋迄の仕向にすること。

右の外、冬迄の二四〇日の糧物仕法立をも指示している。これは藩よりの公式のものであり、行政的な指導であるが、凶年には触、村、組内等にも凶年対策が立てられ、儉約申合せ等も行われている。

第六節 凶作と米価

不作や凶作は享保・天明・寛政・天保の各飢饉の他にも少くない。別項で取りあげている天保九年・同一一年・嘉永三年・同六年・万延元年・明治二年などもその類である。「米遣いの経済」とも呼ばれる藩政時代には、豊凶は直ちに米価に反映される。貨幣価値や銀銭相場の問題もあり、単純に価格のみで比較することはできないが、凶作には異常に高騰する。「天下の台所」大坂の米相場も前記の凶作には極めて高い。

遠賀地方の米価を「年曆算」に拾うと第V―39表の通りである。鬼津村を中心とした地区の米価といえる。米価は大部分は八〇文銭で表示されている。一匁八〇文で換算すると丁銭を知り得る。享保十七年は「錢壹匁ニ米七合、或ハ、八合充。大麦壹升二合、大豆・小豆壹升壹合」とのみ記している。一匁に七合の場合、一俵三斗三

升とすると四七匁余、八合では四一匁二分五厘に相当。一俵三斗四升とすると、七合では四八匁五分余、八合では四二匁五分に当たる。享保十八年より元文二年までの米価は記入されていない。

表中米価が異常に高い年を『年曆算』の記事と合わせると次の通りである。

宝曆六年は「米直段八錢三拾目、近年之高直也」とのみ記している。『岡郡宗社志』によると、前年五月には洪水があり、広渡村上の本土手が決潰、七月中旬より田方一統大蝗にて、「廿四年前、享保子年之事を思ひ出テ万民之騒動不大形」と記している。この蝗気につき、下上津役村惣四郎、乙丸村儀三郎、山田村五三郎、鬼津村太右衛門、上々津役村与次右衛門の五人の大庄屋で相談の上、郡役所に申出て鯨油を購入し、田に鯨油を入れることにした。農民にとっては最初のことであり、入れ方も区々であり、早い者、遅いもの、一度入れる者、二度・三度入れる者もあった。中には、油を求めて入れるものも様々とそしる者もあった。この結果は、鯨油を入れた者と入れなかった者の田の収穫に歴然たる差を生じることとなって現れた。これにより、この以後は段々、一統鯨油を用いるようになったと伝えている。筑後国にては鯨油の入手が困難なため、辛子油を用いることもこの時より始った由記している。『岡郡宗社志』には他に朝顔の実と梅檀の葉を混ぜて養水に注ぐ法についても触れている。同年は八月二十四日にも「古今之大風雨」があり、家居・脇家の倒壊が続き、往還並木松も大量に転倒した由にて、黒崎より大蔵村の豊筑国境までの間で二六五本が倒れた由を記している。

文政九年は「追々三拾三四匁ニ上ル、根付方水拂底、夏中日和」とある。

天保二年は「五月田植後同廿七日方大雨洪水、六月二日夕方大雨、三日・四日大雨、村々破損多し。秋作相應、早米三拾四匁位、後少々下ル」とある。

天保五年の高値は「根付雨ふらず、六月二入大雨ふる。夫々旱り続き、七月末二大夕立降ル。夏米直段四拾

第V—39表 『年曆算』にみる遠賀地区の米価

年	西暦	月or季	貨幣	1俵価格	年	西暦	月or季	貨幣	1俵価格
元禄15	1702		八〇	25匁	〃 11	1799	冬	八〇	28匁
宝永3	1706	秋	八〇	20匁	〃 12	1800	夏	八〇	23匁
元文3	1738		八〇	13匁				八〇	27匁
寛保元	1741		八〇	20匁	享和元	1801	春		27~28匁
〃		秋	八〇	17匁	〃 3	1803	夏		26~27匁
宝暦6	1756		八〇	30匁	文化3	1806			20匁
〃 11	1761		八〇	9匁	〃 4	1807	春		23匁
明和元	1764		八〇	11匁			7月		24匁
〃 2	1765		八〇	15~16匁					30匁
〃 7	1770		八〇	16~17匁	〃 5	1808	夏		31~32匁
〃 8	1771		八〇	17~18匁					25匁
安永2	1773		八〇	15匁				指紙	30目
〃 4	1775		八〇	17匁	〃 7	1810	4月		25匁
〃 5	1776		八〇	21匁	〃 9	1812	夏		25匁
〃 6	1777		八〇	26匁			冬		21匁
〃 7	1778	冬	八〇	18~19匁	〃 11	1814	8月		28匁
〃 9	1780		八〇	20目6~7分	〃 12	1815	冬		24匁
天明2	1782	4月	八〇	16匁	〃 13	1816	春		26~27匁
		4月	八〇	22~23匁			春		20目
		夏	八〇	麦 19匁			夏		22~23匁
		秋	八〇	25匁	文政元	1818	夏		26匁
〃 3	1783	春	八〇	27匁	〃 2	1819			15匁
		夏	八〇	30目余	〃 6	1823	夏		26匁
〃 4	1784	春	八〇	32匁	〃 7	1824	夏		23~24匁
		(藏米)	八〇	36~37匁	〃 8	1825			27匁
		秋	八〇	46匁	〃 9	1826	春カ		30~34匁
		冬	八〇	20匁	〃 10	1827	〃		21匁
〃 7	1787		八〇	25匁	〃 12	1828	春		32~33匁
			八〇	47~48匁	〃 13	1829	春		28~29匁
			八〇	麦 40目	天保2	1831	春		36匁
寛政4	1792	5月	八〇	34~35匁			秋		34匁
		7月	八〇	42匁	〃 3	1832	夏		30目
〃 5	1793		八〇	10目	〃 4	1833	秋		30目
〃 8	1796		八〇	30目	〃 5	1834	春		37匁

第6章 凶作と飢饉

年	西暦	月or季	貨幣	1俵價格	年	西暦	月or季	貨幣	1俵價格
		春		麦 37匁	" 3	1850	秋		37~38匁
		夏		45匁			冬		50目
" 6	1835	春	八〇	25匁	" 4	1851	春		60目
		冬	八〇	34匁	" 4		冬	八〇	30目
" 7	1836	春	八〇	33匁	" 6	1853	春		38匁
		夏	八〇	36~40匁			冬		38匁
		10月	八〇	58匁	" 7	1854	冬		下値
" 8	1837	春		1兩~1兩1分	安政2	1855	冬		27匁
	麦	春		80目	" 3	1856	冬		28匁
		9月	八〇	50目	" 4	1857	冬		37匁
				新米 40目	" 5	1858	12月	丁錢	3貫800文
" 9	1838	春	八〇	43~44匁	万延元	1860	冬		3歩1朱
		7月		53匁	文久元	1861	正月		6貫500文
		秋		53匁			冬		3貫600文
" 10	1839	正月		53匁	" 2	1862	冬	切手	5貫文
		3月		50目以下	元治2	1865	6月	正金	1兩
		夏		40目			6月	銀預	12貫文
		秋		35匁			冬	札	14貫文
		冬		30目	慶応2	1866	12月	正金	2兩2分
" 11	1840	2月		30目	" 3	1867	春	正金	2兩2分
		夏		36匁			春	正金	麦24~25貫
" 12	1841	正月		26~27匁			4~5月	正金	2兩2分2朱
		夏		28匁			6月末	正金	~3朱
	麦	夏		25匁			7月	正金	2兩1歩3朱
				新米 26匁			7月		2兩
" 13	1842	春		33匁	" 4	1868	春	銀預	餅米2兩2分
		秋		24匁			夏	正金	9貫文
" 14	1843	秋		23~24匁				銀預	新米1兩3分
" 15	1844	初夏		30目			8月	切手	12貫文
弘化2	1845	春		31匁			11月	正金	2兩~2兩1分
" 3	1846	5月		42匁			12月	正金	1兩2歩
嘉永元	1848	夏		38匁			冬	切手	16貫文
		冬		33匁	明治2	1869	4月	正金	1兩2分2朱
" 2	1849	冬		50目			5月	正金	2兩1分

V-39 『年曆算』にみる遠賀地区の米価

年	西暦	月or季	貨幣	1俵価格	年	西暦	月or季	貨幣	1俵価格
" 3	1870	7月	銀預	34貫文	" 6	1873	秋	国札	14~15貫文
		8月	銀預	27貫文			春	国札	15~16貫文
		冬		36貫文			秋		3円68銭余
		春	正金	4両			秋	藩札	18~27貫文
" 4	1871	4月	切手	45貫文	" 7	1874	春	藩札	35貫文
		7月	銀預	60貫文			夏	藩札	33~34貫文
		秋	銀預	25貫文			夏	藩札	40貫文
" 5	1872	春	銀預	24貫文	" 8	1875	11月	藩札	34貫文
		夏	銀預	22~23貫文			秋	(1石)	6円55銭8厘
		冬	国札	17貫文			春	藩札	32~33貫文
		春	国札	15~16貫文			盆後		2円~2円10銭
" 9	1876	春	国札	18~19貫文	" 9	1876	秋		1.80円~
		夏	国札	15~16貫文			旧12月		1.45円
		盆前	国札	15~16貫文			春		1.5円~
			国札	22~23貫文					1.4円

五匁迄上ル。夫方次第二下直ニ成ル」と一時的に高騰。天保の飢饉後の八年は「去年一統凶作ニる穀物高直ニ付、広嶋方上ミ、大坂・京都、凡る飢死之人多し。京都ハ七八萬人、江戸ハ拾万余人、五月迄に千人塚卒塔婆拾九本迄立由、珍らしき事也。下中国方九舛ハ死人無し。九月十日夕方中風吹出し、兩三日吹。米直段五拾目位。新米少ミ下り四拾目内外」と狂乱米価は半分に下ったが、それでもなお高値である。翌九年は六月二十六・七・八日三日間の大風洪水により、老良土手や南良津土手が決潰し、川西は大被害を蒙る。三十余年来の大水という。七月も盆過ぎまで雨が多かつたため、米価は次第に上り、五〇目より五三匁位まで高騰している。八錢五〇目では一升一二一文余、五三匁では一二八文余に当たる。翌十年は冬には三〇目に下るが、江戸西丸焼失普請手伝として郡町浦に出銀を課し、農民には年貢米一割増上納が命ぜられたため、困窮は変ることはなかつた。天保十一年は「子年の洪水」で知られる国中大水害の年であり、米価は三六匁位、翌十二年に至り漸く平常に復している。

弘化三年の高値は根付雨が遅れ、西郷では雨乞祈願が行われた程の旱天によるもの、嘉永元年の三八匁は春中天候が悪く、麦が腐ったことによる高騰であるが、翌二年の五〇目は秋に蝗が入ったことに由縁している。

嘉永三年や同六年については別項で触れている通り、大雨や旱魃による。安政五年の三貫八〇文は一升一一五文余に当たり高米価といえる。『年曆算』は「八月中旬（乾）戊亥ノ方中天ニほうき星出ル。九月中比（雨）ニ至り次第容薄く也、後ハ不見。十二月二日夕五ツ半比地しん二度入。米直段三ノ八百文位」としており、直接の要因は示していない。郡町浦三奉行の通達には「当夏已来天氣不順ニる雷電等も無之、氣中ニ邪毒含居（25）ハニる有之」とあり、氣候不順によるものであろうか。この年の秋より御年貢米俵拵が大繩仕立になり、「俵拵六ヶ敷、百姓困入」と記されている。いわゆる彈正繩仕立である。彈正繩は担当役立花彈正に因んでいる。

安政六年以降は、同年、及び翌万延元年の金貨吹直により、貨幣価値の変動が著しく、単純に名目的な米価のみにて比較することはできないが、万延元年は四月に大雨・洪水があり、夏中も雨が多く不作。文久元年は夏季八〇日に及ぶ旱魃、翌二年も旱天続きで不作である。冬の米価五貫文は一升一一五文余に相当するが、錢貨相場、及び、札の貨幣価値も関連している。この傾向は年ごとに強まり、元治二年の項には「六月米直段正金一兩、銀預ニテ拾貳貫文。冬米直段札十四貫文位、御切手大ニよわき也」と記している。一俵一四貫文は一升四二四文余に相当する。この傾向はその後も同様であり、慶応四年には「春中天氣悪しく雨多し。米直段（雨）弥下直、正金壹兩之内ニ入。銀預九貫文位。諸品も少しハ下直ニ成れ共、銀つまり也。正金壹兩拾貳ノ式百文、御切手甚弱氣也」と記されている。そのためか、同年秋、冬の米価は金建で示されており、「皆正金也」と断っている。同年五月の銀目廃止令とは無関係と断じてよいであろう。正金が万延の新小判の場合、品位は天保小判とほぼ等しく、正字小判とは全く同一であるが、定量は天保小判の二九・三パーセント、正字小判の三六・六パーセントに

過ぎない。それを無視して、同年末の米価を切手で換算すると一升五〇九文になる。天保小判に直して比較することは、古金類の歩増強制通用や金銀相場の問題があつて機械的に行うことはできないが、小判の素材価値が二九パーセント余であることより逆算して単純に比較すると、天保小判一両は切手三八貫一八二文に相当する。一両一一貫二〇〇文よりすると、「御切手甚弱気也」よりも、一両の実質価値の低落が目立つ。逆に、慶応四年末の米価一兩二分を素材価値の比より天保小判時に直すと、八錢六一匁六分に相当する。確かに高値であり、「御切手甚弱気也」のようにも感じはする。小判の素材価値は二九パーセント余に下落しているのに対し、切手一兩一一貫二〇〇文は、天保期の一兩六貫八〇〇文替とすると、一・五倍に過ぎない。同一相場とすると、切手二三八貫一八二文で対応する。小判の素材価値のみで比較すると切手は弱気ではない。米価が高値といえる。「御切手甚弱気也」としていることよりすると、開港に伴う金銀相場の変動、殊に銀の価値の低落が影響しているのである。慶応四年の銀の相場は天保一嘉永期のほぼ三分の一である。

貨幣価値の変動の著しい万延期以降の名目価格はさて置き、米価の高い年は必ず農業に影響のある事象が現れている、殊に、経済が封鎖的であればある程その影響は強い。殊に、米作農業が中心であり、反当収量も現在に比べて少く、充分な保有米を確保し得ない状態においては当然のことともいえる。まさに米遣いの経済である。遠賀川の下流に位置し、それに沿っている遠賀町域においては、川の氾濫は直接に農耕に影響するのみならず、多くの生命を脅かす。遠賀川が天井川であつてみればなおさらである。治水の叫ばれる由縁でもある。